

自治会等の法人化の手引き

【 認 可 地 縁 団 体 】

新 城 市

目 次

1	はじめに	1
2	認可地縁団体とは	1
3	認可地縁団体の認可の要件	2
4	認可までの流れ	4
5	認可申請の手続	5
	(1) 事前の準備	
	(2) 認可の申請	
	(3) 申請書類等の審査、審査結果の通知	
6	認可後の市長の事務	6
	(1) 告示	
	(2) 認可地縁団体台帳の作成	
7	認可後の認可地縁団体	7
	(1) 認可地縁団体運営の注意事項	
	(2) 告示事項の変更	
	(3) 規約の変更	
	(4) 不動産登記	
	(5) 印鑑登録	
	(6) 認可地縁団体の権利・義務	
	(7) 認可の取消し・認可地縁団体の解散	
	(8) 認可地縁団体の運営	
	(9) 税関係	
参考資料		
1	法人化 Q&A	1 3
2	様式及び記載例	
	(1) 認可申請書の様式	1 5
	(2) 自治会規約の例	1 6
	(3) 総会議事録の例	2 3
	(4) 構成員名簿の例	2 5
	(5) 事業報告書の例	2 7
	(6) 承諾書の例	2 8
	(7) 告示事項変更届出書の様式	2 9
	(8) 規約変更認可申請書の様式	3 0
	(9) 規約変更の内容及び理由の様式	3 1
	(10) 地縁団体告示事項証明書交付請求書の様式	3 2
	(11) 認可地縁団体印鑑登録申請書の様式	3 3
	(12) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書の様式	3 4

1 はじめに

平成3年に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が改正されるまで、自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」という。）は、会社のような法人格を取得することができませんでした。そのため、地縁団体名義での不動産登記ができず、財産上の種々の問題が生じていました。

そこで、これらの問題を解決するために法が改正され、一定の要件を満たした地縁団体は、市長の認可の手続を経ることで法人格を取得できるようになりました。以下では、市長の認可を得て地縁団体が法人格を取得するための要件、手続等について説明をします。地縁団体の法人化手続の参考にしてください。

2 認可地縁団体とは

地縁団体とは、法第260条の2第1項に定義がされており、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいいます。つまり、区域内に住所を有する人であれば誰でも入ることができる団体（自治会、町内会、行政区等）が地縁団体です。

これに対し、青年団、婦人会、老人クラブ、スポーツ少年団、伝統芸能保存会等のように、住所以外の条件（性別、年齢等）を満たさないと入ることができない団体や活動の目的が特定の分野に限定されている団体は、地縁団体に該当しません。

認可地縁団体とは、地縁団体のうち、法が定める要件を満たし、市長の認可を得たものをいいます。認可地縁団体となることで次のような利点があります。

【認可地縁団体となる利点】

- ① 認可地縁団体の名義で不動産等に関する登記をすることができる。
- ② 継続した活動基盤が確立する。
- ③ 法人が契約主体となることによる事業活動の充実化を図ることができる。
- ④ 法律上の責任の所在が明確になる。
- ⑤ 個人財産と法人財産との混同防止ができる。
- ⑥ 対外的な信用の獲得につながる。

3 地縁団体の認可の要件

(1) 要件

市長の認可を得るためには、次の4つの要件を満たした地縁団体であることが必要です（法第260条の2第2項～第4項）。

ア 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

イ 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。なお、この区域は、地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によるものであること。

ウ 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

エ 規約を定めていること。

(2) 補足説明

ア (1)アについて

地域的な共同活動を行うことを目的としている必要があり、特定の分野のみを活動の目的とする団体は要件を満たしません。また、現にその活動を行っている団体であることが必要なため、それを証する書類（地縁団体の総会に提出された前年度の活動実績報告等）も必要になります。

イ (1)イについて

地縁団体の区域が明確でない場合には、地縁団体の構成員となれる者の範囲が不明確となり、トラブルの原因になる可能性があります。また、区域が不安定な団体への認可は適切ではないため、地縁団体の区域は相当期間安定していることが求められます。

したがって、区域は相当の期間にわたって存続している区域の現況である必要があり、また、町、字、地番、道路、河川等で範囲が客観的に明確であることが必要となります。

ウ (1)ウについて

地縁団体の構成員となれる条件は、その区域内に住所を有することのみとす

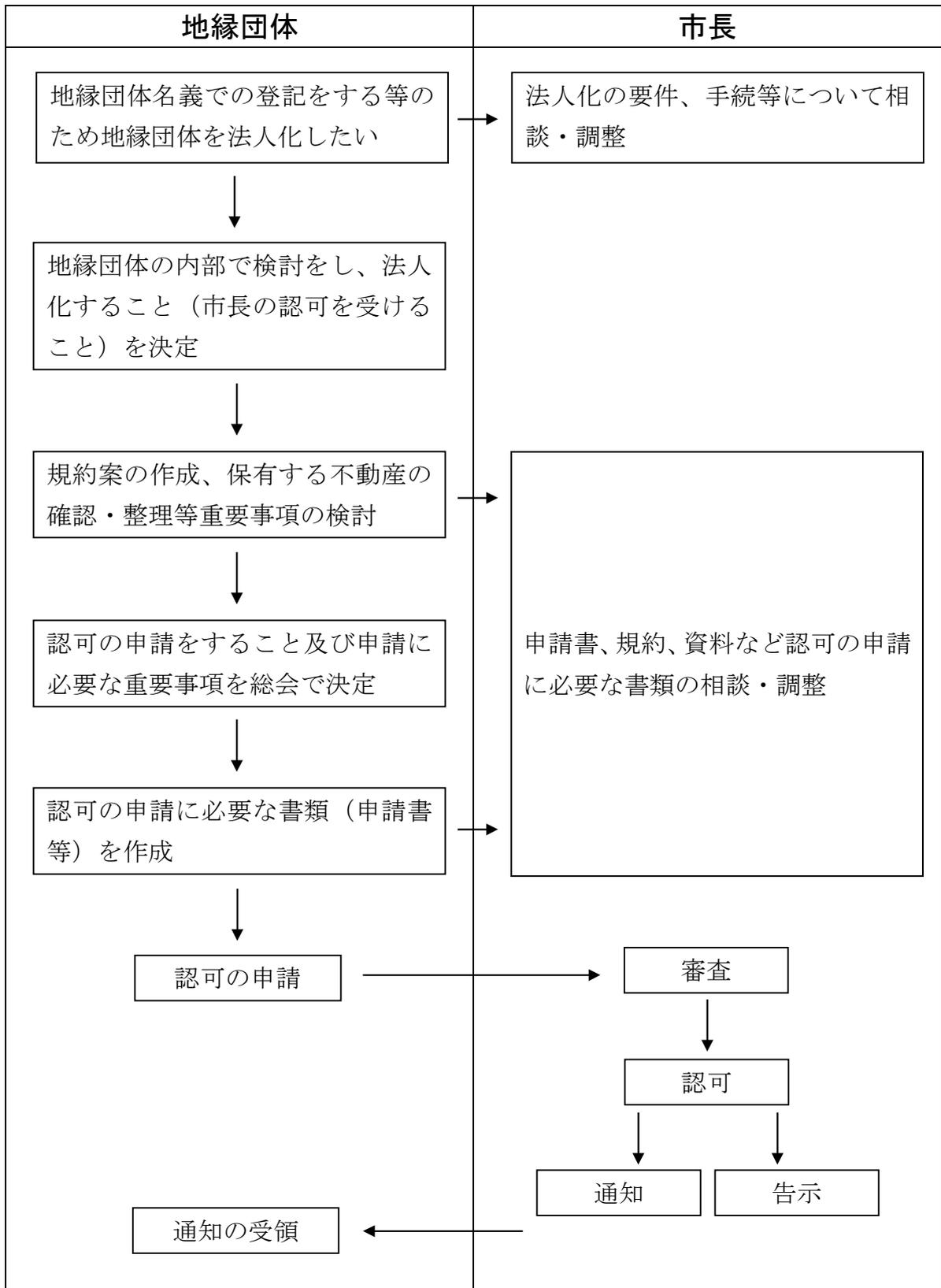
る必要があり、年齢、性別等で制限することは認められません。また、区域内の住民の相当数が地縁団体の構成員であることが必要です。「相当数」とは、市内の地縁団体の加入状況等も勘案しますが、一般的にはその区域の住民の過半数をいいます。

エ (1)エについて

法第260条の2第3項に定められた内容を具備する規約を定めている必要があります。規約の内容については、P.5の5(2)イ(ア)で説明します。

4 認可までの流れ

地縁団体の認可までの流れは、おおよそ次のようになります。



5 認可申請の手続

(1) 事前の準備

認可に必要な次の事項は、総会であらかじめ議決しておく必要があります。

- ① 規約
- ② 認可の申請をすること。
- ③ 区域
- ④ 構成員の確定
- ⑤ 代表者
- ⑥ 保有する不動産等の資産の確定

(2) 認可の申請

認可は、地方自治法施行規則第18条の規定により、地縁団体の代表者からの申請に基づいて行うことと定められています。地縁団体の代表者は、次の申請書及び添付書類を提出してください。

ア 申請書

認可申請書（P.15参照）により提出してください。

イ 添付書類

(ア) 規約

規約には、次に掲げる事項が定められていなければなりません。自治会規約の例（P.16）を参考にして作成してください。

- a 目的
- b 名称
- c 区域
- d 主たる事務所の所在地
- e 構成員の資格に関する事項
- f 代表者に関する事項
- g 会議に関する事項
- h 資産に関する事項

(イ) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のある総会の議事録の写しを提出してください。総会議事録の例（P.23）を参考に作成してください。

(ウ) 構成員の名簿

認可地縁団体の構成員は世帯ではなく個人です。個人の氏名及び住所が記載された構成員名簿を提出してください。区域内の住民の過半数が構成員であることが一般的に必要です。構成員名簿の例（P.25）を参考に作成してください。

(エ) 事業報告書、決算報告書等活動状況を示す書類

区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類が必要です。前年度の総会に提出した事業報告書、決算報告書等具体的な活動内容（スポーツ活動等目的の限定された活動のみではなく、広く地域的な共同活動の内容）が記載されたものを提出してください。事業報告書の例（P.27）を参考に作成してください。

(オ) 申請者が代表者であることを証する書類

議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のある代表者を決定した際の総会の議事録の写し及び代表者となることを受諾した旨の承諾書（様式第1）の写し（P.28参照）を提出してください。

(3) 申請書類等の審査、審査結果の通知

市では、提出された申請書及び添付書類について、認可の要件を満たしているかどうかを審査します。審査の結果については、代表者（申請者）に通知します。

6 認可後の市長の事務

(1) 告示

審査の結果、認可した地縁団体については、法人格を取得した「認可地縁団体」として公の場に次の事項を掲示（告示）します。この告示は、法人登記に代わるものとしての効力を有します。

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 主たる事務所の所在地

オ 代表者の氏名及び住所

- カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- キ 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ケ 認可年月日

(2) 認可地縁団体台帳の作成

告示後、認可した地縁団体の台帳 (認可地縁団体台帳) を作成し、保存します。

7 認可後の認可地縁団体

(1) 認可地縁団体運営の注意事項

法に認可地縁団体の運営のルール等が定められています。次の事項に注意してください。

- ア 正当な理由がない限り住民の加入を拒むことはできません。
- イ 構成員に対する不当な差別的取扱いは禁止されています。
- ウ 特定の政党のための利用は禁止されています。
- エ 認可を受けるとき及び毎事業年度終了のときに (事業年度がない場合には毎年1月から3月までの間に) 財産目録を作成し、主たる事務所に備え置かなければなりません。
- オ 構成員名簿を作成し、構成員に変更があるごとに変更・加除をしなければなりません。
- カ 認可地縁団体には代表者が1人必要です。
- キ 少なくとも毎年1回通常総会を開催しなければなりません。
- ケ 告示事項又は規約の変更がある場合には、市長への届出又は申請が必要です。

(2) 告示事項の変更

認可後、P.6の6(1)の告示事項に変更が生じた場合は、速やかに市役所に届け出てください。なお、6(1)の告示事項には規約で定められている事項がありますので、それを変更する場合には、P.8の(3)の規約変更の認可の申請も必要です。提出書類は次のとおりです。

【提出書類】

- ア 告示事項変更届出書 (P.29参照)

イ 告示された事項に変更があった旨を証する書類（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のある総会の議事録の写し）

ウ 代表者の変更の場合には、代表者となることを受諾した旨の承諾書（様式第1）の写し（P.28参照）

(3) 規約の変更

規約の変更については、市長の認可が必要です。この認可がされて初めて有効になります。提出書類は次のとおりです。

なお、規約の変更の内容が告示事項の変更を伴う場合には、さらに(2)の手続が必要です。

【提出書類】

ア 規約変更認可申請書（P.30参照）

イ 規約変更の内容及び理由を記載した書類（様式第4）（P.31参照）

ウ 規約の変更を総会で議決したことを証する書類（議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のある総会の議事録の写し）（P.23参照）

エ 新規約

(4) 不動産登記

認可後は、認可地縁団体の名義で不動産登記ができますので、法務局で手続きをしてください。登記の申請には、市長が発行する証明書（交付手数料1通200円）を添付する必要がありますので「地縁団体告示事項証明書交付請求書」（様式3）（P.32参照）により請求してください。

(5) 印鑑登録

不動産登記等に必要な認可地縁団体代表者の印鑑登録の申請及び証明書の交付申請（交付手数料1通200円）をすることができます。

【印鑑登録の申請に必要なもの】

ア 認可地縁団体印鑑登録申請書（新都市に印鑑登録された代表者「個人」の印鑑を代表者の氏名の後ろに押印してください。）（P.33参照）

イ 認可地縁団体代表者の印鑑

※ 次のような印鑑は登録できません。

(ア) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(イ) 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一

辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの

(ウ) 印影を鮮明に表しにくいもの

ウ 代表者「個人」の印鑑証明書

【印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの】

ア 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 (P.34参照)

イ 印鑑登録された認可地縁団体代表者の印鑑 (持ってこなくても押印してあれば良い)

(6) 認可地縁団体の権利・義務

ア 認可地縁団体名義の登記

認可地縁団体の名義で不動産等の登記をすることができます。ただし、登記には費用がかかります。

イ 認可地縁団体名義の法律行為

認可地縁団体名義で契約等の法律行為の主体とすることができます。

ウ 法人税等の納税義務

(9)で説明します。

(7) 認可の取消し・認可地縁団体の解散

ア 認可の取消し

P.2の3(1)の要件を満たさなくなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、認可が取り消されます。

イ 認可地縁団体の解散

次の場合には認可地縁団体は解散します。破産・解散・清算の手続は、裁判所の監督の下に行うこととなります。

(ア) 規約で定めた解散事由の発生

(イ) 破産手続開始の決定

(ウ) 認可の取消し

(エ) 総会の決議

(オ) 構成員が欠けたこと

(8) 認可地縁団体の運営

ア 総会の開催

認可地縁団体は、毎年少なくとも1回は通常総会を開催する必要があります。

また、代表者が必要と認める場合、一定数以上の構成員から開催の請求があった場合、その他の場合には、臨時総会を開催する必要があります。

イ 総会の機能

総会は、規約で役員会等に委任した事項以外の全てについて決定権を持ちます。法が総会の専権事項と定めているものは、役員会等に委任することはできません。また、認可地縁団体の重要事項については、委任するべきではありません。総会で決定すべき事項は、次のとおりです。

- (ア) 規約
- (イ) 代表者等役員
- (ウ) 認可地縁団体の解散
- (エ) 事業報告及び収支決算
- (オ) 事業計画及び収支予算
- (カ) 不動産等固定資産の処分
- (キ) 残余財産の処分

ウ 総会の表決権

総会の表決権は、構成員1人につき1票です。

ただし、規約で定めることにより、重要事項以外は1世帯で1票分（構成員が3人の世帯であれば、構成員1人につき3分の1票分）とすることができます。1世帯で1票分としても、あくまでそれぞれの構成員が表決権を有するため、世帯の代表者に委任する等表決権を行使する必要があります。

エ 電磁的方法による表決

令和3年に法が改正され、規約への明記又は総会の決議をすることで、書面による表決に代えて電磁的方法（メール等）による表決ができるようになりました。規約に明記する場合には、P.19の自治会規約の例の第22条第1項の「書面をもって」を「書面又は電磁的方法をもって」とすることが適当です。

電磁的方法（メール等）での表決方法の例は、次のとおりです。表決用書面をWordで作成するのは、印刷ができる様式とする必要があるためです。

- (ア) 表決用書面をWordで作成して構成員にメールで送信する。
- (イ) 構成員が表決用書面に必要な事項を入力してメールで返信する。
- (ウ) 返信された表決用書面のデータをパソコン・USB等で保管する。

オ 役員及び任期

(ア) 役員

認可地縁団体は、代表者を1人置かなければなりません。また、法が規定する監事も1人又は複数人置くべきです。次のような役員を置く認可地縁団体が多くあります。

会長（代表者） 副会長 書記 会計 監事

(イ) 任期

役員の仕事は、それぞれの認可地縁団体で適切なものとしてください。

カ 予算・決算

予算は、毎会計年度開始前に総会で議決することが適切です。また、決算は、毎会計年度終了後に作成した財産目録とともに監事の監査を経て、会計年度終了後3か月以内に総会で承認を受けてください。

予算の議決と決算の承認を1回の通常総会で行う場合には、会計年度開始から通常総会開催までの期間が生じます。規約にP.21の自治会規約の例第33条第2項の規定を定め、予算の議決前でも運営が執行できるようにすることが適当です。

なお、認可地縁団体の運営費は、会費等で賄いますが、区等からの繰り入れを行うと寄付金等の収益に当たる可能性が出てくるので避けましょう。また、認可地縁団体の通帳は、他のものと別にして管理することが望ましいです。

(9) 税関係

認可地縁団体は、公益法人等とみなされ、税法上における納税義務者です。収益事業の実施の有無で提出する書類が異なりますが、設立の届出等を税務署・県税事務所・市役所税務課へ提出する必要があります。詳しくはそれぞれの機関にお問い合わせください。

また、税の種類及び取扱いは、おおよそ次の表のようになります。こちらも詳しくは税務署・県税事務所・市役所税務課へお問い合わせください。

税の種類		地縁団体の認可を受けた団体		担当
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
国税	法人税	非課税	課税	新城税務署
	登録免許税(※1)	課税	課税	
県税	法人県民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免制度有	法人税割：課税 均等割：課税	東三河県税事務所
	法人事業税	非課税	課税	
	不動産取得税	課税(※2) ※減免制度有	課税	
市税	法人市民税	法人税割：非課税 均等割：課税 ※減免制度有	法人税割：課税 均等割：課税	新城市役所 税務課
	固定資産税 都市計画税	課税(※3) ※減免制度有	課税 ※減免制度有	

※1 登記の原因により、税額が異なります。詳しくは、法務局に確認してください。

※2 自治会等住民が組織する地域団体が、専ら公共の用に供する集会所等を取得した場合については、申請により減免できる場合があります。

※3 住民の用に供する公民館（集会所）又はこれらの用に供する土地については、申請により減免できる場合があります。

法人化Q & A

Q 1 認可地縁団体は、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A 1 認可地縁団体は、従来からの自治会等と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 2 区域に飛地があったとしても、認可の対象となりますか。

A 2 飛地があったとしても、地域としてのまとまりが歴史的な実態としてあるのであれば認可の対象となり得ます。

Q 3 良好な地域社会の維持及び形成に資する活動とは、具体的にはどのような活動ですか。

A 3 集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、高齢者の慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等が考えられます。

Q 4 個人でなく、世帯を構成員とする団体は認可の対象となりますか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。

A 4 認可地縁団体の構成員は世帯ではなく個人ですので、認可の対象とはなりません。また、世帯単位での意思決定が沿革的にも是認され、また合理的であると認められる場合には、代表者の決定の議決、不動産等の処分の議決等認可地縁団体の重要事項を除き、規約において世帯で1票分（構成員が3人の世帯あれば3分の1票ずつ）と規定することができます。ただし、表決権は、あくまで構成員が持つものですので、構成員それぞれが行使する必要があります。

Q 5 未成年者を構成員から除外することは可能ですか。

A 5 認可地縁団体の構成員の要件は、区域に住所を有する個人であることのみで、この要件以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せません。したがって、構成員になろうとする未成年者を拒否することはできません。なお、未成年者等行為無能力者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

Q 6 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、産まれたばかりの子ども等を含めた

世帯員を記載する必要がありますか。

A 6 構成員は世帯単位ではなく個人単位です。そして、世帯主・世帯員は関係なく、加入の手続を経た者が構成員であり、その者を名簿に記載する必要があります。子どもが産まれたら構成員になるものではありません。

なお、認可の申請のときには、その住民の相当数の者が構成員となっていることが必要です。

Q 7 外国人であっても地縁による団体の構成員になり得ますか。

A 7 外国人であっても住民であれば構成員になることができます。

Q 8 地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

A 8 委任する事項を規約に明記することで役員会で処理することが可能になります。ただし、法が総会の専決事項としているものは委任できず、また、認可地縁団体の重要事項について委任することは不適切です。

Q 9 保有する財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

A 9 認可地縁団体は、公共団体ではなく、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地域に基づいて形成された団体」ですので、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第20条第3項、第89条）との関係が生じることはありません。また、法にも特段の規定が設けられていないことから、認可の対象となります。

Q 10 認可地縁団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、これにより会員個人の活動も禁止されますか。

A 10 認可地縁団体を特定の政党のために利用することは禁止されていますが、構成員個人が特定の政党や政治家を支援することまで制限するものではありません。

年 月 日

新城市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な協働活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

〇 〇 区 自 治 会 規 約

第1章 総則

(目的)

第1条 本本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) その他目的達成のために必要な活動

(名称)

第2条 本会は、〇〇区自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、新城市〇〇〇の全域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、新城市〇〇〇〇〇〇〇〇におく。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 書記 1人
- (4) 会計 1人
- (5) 監事 2人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 書記は会務を記録する。

4 会計は本会の会計事務を処理する。

5 監事は次の職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するときに至ったときは、総会の議決を経て解任すること

ができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、次の各号に掲げるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の議決

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第19条 総会は全会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとする。

3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) ○○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名

又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のうち2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品

(6) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において全会員の4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ新城市長の認可を受けなければ、変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第6号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければ

ばならない。

(合併)

第38条 本会は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、新城市長の認可を受けなければ合併することができない。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和 年 月 日（又は認可の日）から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 年3月31日までとする。

〇 〇 区 自 治 会

第 1 回 総 会 議 事 録

1. 日 時 令和4年7月31日（日）午後7時から8時30分まで

2. 場 所 〇〇公民館

3. 会員総数 300名

4. 出 席 者 211名（うち委任状による出席39名）

5. 議 事

*会員総数300名に対し、出席者211名その内委任状による出席者39名で会議は成立した旨を報告し開会を行う。

*議長の選出について

愛知太郎を指名し、全員異議なく決定した。

*議事録署名者の選任について

尾張二郎及び三河三郎の2名を指名し、全員異議なく決定した。

*令和3年度事業報告について

豊橋四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

*令和3年度収支決算について

豊橋四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

*地縁団体認可申請について

豊橋四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果全員異議なく原案のとおり議決した。

*〇〇区自治会規約について

豊橋四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果

果全員異議なく原案のとおり議決した。

*令和4年度事業計画について

豊橋四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果
果全員異議なく原案のとおり議決した。

*令和4年度収支予算について

豊橋四郎より趣旨説明の後、質疑に入るも質疑なし。採決の結果
果全員異議なく原案のとおり議決した。

*役員を選出について

豊橋四郎より趣旨説明の後、以下の者を指名推薦した。

会 長 豊橋五郎

副会長 豊川六郎

書 記 蒲郡七郎

会 計 田原八郎

監 事 設楽九郎

採決の結果全員異議なく議決した。

*以上で、付議された議案は全て議了した。

これにて〇〇区自治会第1回総会を終了した。

午後8時30分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

議 長 愛 知 太 郎

議事録署名人 尾 張 二 郎

議事録署名人 三 河 三 郎

【自署又は記名押印をすること】

構成員名簿の例

○ ○ 区 自 治 会

構 成 員 名 簿

事業報告書の例

令和〇〇年度

○ 区 自 治 会 事 業 報 告 書

実施日	事業名	内 容
4月15日	地域環境整備（道づくり）	各会員世帯につき1名参加
6月10日	グランドゴルフ大会	公民館広場：公民館活動の一環として50名参加
7月10日	共有林下刈り	各会員世帯につき1名参加
8月1日	地域環境整備（草刈等）	各会員世帯につき1名参加
8月15日	盆踊大会	公民館広場80名参加
26日	自主防災訓練	公民館広場：自主防災会主催により消火及び救護訓練70名参加
9月10日	ソフトボール大会	公民館広場：区民の交流と体力づくり80名参加
15日	敬老会	公民館75歳以上30名招待
10月10日	区民運動会	公民館広場：区民の交流と体力づくり100名参加
12月29日	公民館清掃	公民館運営委員により、公民館清掃
1月15日	共有林枝打ち	各会員世帯につき1名参加
3月25日	区民総会	令和3年度事業報告及び収支報告 令和4年度事業計画及び収支計画 地縁団体〇〇区自治会の設立にむけて、趣旨説明等を行った

以上のほか、役員会毎月1回、組長会6回、公民館運営委員会6回を行った。

承諾書の例

様式第1（第2条関係）

承 諾 書

私は、〇〇〇自治会規約第〇〇条に定める会長に就任することを承諾します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 新城市〇〇〇〇〇〇

氏 名 〇 〇 〇 〇 ⑩

↓

（自署又は記名押印）

告示事項変更届出書の様式

申請書様式（第20条関係）

令和 年 月 日

新 城 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

規約変更認可申請書の様式

申請書様式（第22条関係）

令和 年 月 日

新 城 市 長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約変更の内容及び理由の様式

様式第4（第8条関係）

規約変更の内容及び理由

団体の名称

変更前 の内容	
変更後 の内容	
変更理由	

様式第3（第6条関係）

地縁団体告示事項証明書交付請求書

令和 年 月 日

新 城 市 長 様

請求者

住 所

氏 名

地方自治法第260条の2第12項及び同法施行規則第21条第1項の規定により、
下記認可地縁団体に係る告示事項証明書の交付を請求します。

記

1 地縁団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 証明書通

認可地縁団体印鑑登録申請書の様式

様式第1（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

新 城 市 長 様

令和 年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	
認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の主たる 事務所の所在地	
(資格) 氏名	() 生年月日
住 所	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 氏名の次には、市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書の様式

様式第3（第4条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

新 城 市 長 様

令和 年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑			
認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の主たる 事務所の所在地			
(資格) 氏名	()	生年月日	年 月 日
住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書_____枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。